

Kickboxing & Fitness GYM CHEERFUL 規約

本規約は、株式会社 Yumeka(以下「会社」といいます)が運営する Kickboxing & Fitness GYM CHEERFUL (以下「ジム」とし、会社及びジムを合わせてジム等とします)の会員等に関する事項を定めるものです(以下「本規約」といいます)。

第1条(入会申込)

- 1 ジムへの入会希望者は、別途定める手続きによりジムへの入会を申し込みます。入会の申込に対して、ジムは必要な審査・手続きを経た上で、入会を承認することができます。
- 2 前項の入会希望者は、入会時に身分証明書等の本人確認情報その他ジムが必要と判断する情報の提示を求められた場合は速やかに応じるものとし、ジムが求める情報の提示に応じない場合は入会を認めません。
- 3 第1項の入会申込に対してジムが入会を不承認とした場合であっても、ジム等は一切法的責任を負担せず、入会希望者は、入会の不承認について、如何なる法的手続きを通じて、争わないものとします。
- 4 第1項の承認を受けた方をジムの会員とします。

第2条(入会資格)

ジムの会員は以下の全てに適合をした方に限り、適合しない項目がある方は入会することができません。

- 1 ジムの定める全ての規約、規則及び指示(以下「規約等」とします。)を遵守していただける方
- 2 心臓・頭部・神経等の疾患及びその他持病等健康状態の異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
- 3 傷病を有している場合、または既往歴がある場合は自己責任のもとでご利用できる方
- 4 暴力団その他反社会的勢力と認められる集団の関係者でない方。
- 5 刺青やタトゥー(ボディーペイントを含む)等の露出をしない方。
- 6 未成年者の場合は、法定代理人の許可のある方。
- 7 スポーツ保険等傷害等を担保する損害保険に加入いただける方。
- 8 スパーリングを行う際には、事前にジム指定のスポーツ保険に加入した上、頭部CT検査等を受診いただける方。

第3条(会員証)

- 1 個人会員について1人当たり1枚の会員証を、法人会員については口数と同枚数の会員証を、それぞれ発行します。なお、法人会員証は一枚につき一日一回のご利用になります。
- 2 会員は、ジムへの入退場の際には、会員証を受付に提示するものとします。
- 3 入会申し込みの際の登録事項を変更したい場合、コースや法人会員の口数を変更したい場合又は休会若しくは退会申し込みをする場合には、ジム所定の方法により、書面で申出をします。
- 4 会員証を紛失若しくは破損した場合には会員は直ちにその旨をジム所定の書面にて申し出るものとします。
- 5 会員カードの再発行(紛失・破損等・コース変更)に必要な手数料は、会員が負担するものとします。

第4条(入会金)

- 1 第1条の入会申し込みの際し、会員は、申込をしたコースの入会金及び最初の1ヶ月分の月謝を支払うものとします。
- 2 前項の支払いは、ジムが別途指定した方法によるものとします。

第5条(月謝)

会員がジムを利用するにあたっての月謝は別紙に定めるとおりとし、会員は自己が申込をしたコースの月謝を支払うものとします。

第6条(月謝の支払い方法)

- 1 月謝の支払いは、別途ジムの定める方法により行うものとします。
- 2 入会申込の時期により翌月分の月謝の引き落とし登録が間に合わない場合、会員は、引落が出来ない分の月謝を月初めに現金で支払うものとします。
- 3 会員の指定口座の残高不足又はその他不備等により第1項の引き落としができなかったときは、別途現金で支払うものとします。
- 4 入会金又は月謝としてジム等に対して支払われた金員は、いかなる理由においても返金致しません。

第7条(ジム利用に関する規則)

会員は、以下の各号に従ってジムを利用するものとします。

- (1) 会員は、自己の責任と危険負担において、ジムを利用するものとします。
- (2) 会員は、自らの健康を管理して、良好な健康状態でジムを利用するものとします。
- (3) 会員は、ジム内では、従業員やインストラクターの指示に従うものとします。練習中止を含むインストラクターからの勧告には必ず従います。
- (4) スパーリング又はマススパーリングは、ジム指定の指導員の事前承諾及び指揮監督がなければ行うことができないものとします。
- (5) 練習用具等の携帯品は、会員が各自で管理するものとし、当ジムの利用後は毎回必ず持ち帰るものとします。
- (6) ジムの許可なく、ジム内において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や宣伝、勧誘をすることは禁止します。
- (7) 他の会員やジム及びジムスタッフを誹謗・中傷(SNS等インターネット等の書き込み含む)する行為、及び他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為、ストーカー行為など、他人の迷惑や施設利用の妨げとなる行為、他人の施設利用を妨げる行為は禁止します。
- (8) ジム等の従業員やインストラクターの業務を妨げる行為は禁止します。
- (9) 会員は、スポーツ保険等傷害等を担保する損害保険に加入することを推奨します。
- (10) 会員は、スパーリングを行う際には、事前頭部CT検査等必要な検査を受診するものとします。

第8条(会員資格の譲渡の禁止)

会員は、規約等に基づく契約上の地位の全部又は一部を、譲渡し、担保設定し又はその他如何なる態様でも処分することはできません。

第9条(休会)

- 1 会員は、ジム指定の届出書(以下「休会届」とします。に署名・捺印をして報告することで、休会をすることができます。ただし、休会届を提出した時点で月会費や諸費用の滞納がある場合は、休会を行うことはできません。
- 2 会員は、休会の効力発生により、休会期間中の規約等に基づく権利、義務を喪失します。このため、休会期間中は月謝の支払い義務は発生しません。

- 3 休会期間は最長2ヶ月とします。ただし、休会中に休会延長手続きをすることにより、休会期間を更に最長2ヶ月延長することができます。なお、休会延長手続きは1度の休会期間中に1回のみとします。また、休会期間は休会手続きまたは休会延長手続き後に短縮することができます。
- 4 休会期間が満了した場合、会員は何らの手続きをせずに復会するものとします。
- 5 休会を希望する会員は、休会届を、休会を希望する月の前々月の最終日までにジムに提出しなければなりません。
- 6 前項の場合、休会届を提出した日の翌々月の1日に休会の効力が発生します。
- 7 第5項の定める期限よりあとに休会届を提出した場合、休会の効果は休会届を提出した日の3カ月後の月の1日に発生します。

第10条(退会)

- 1 会員は、ジム指定の届出書(以下「退会届」とします。に署名・捺印をして報告することで、退会をすることができます。
- 2 会員は、退会の効力発生により、規約等に基づく権利、義務を喪失します。
- 3 退会を希望する会員は、退会届を、退会を希望する月の前々月の最終日までにジムに提出しなければなりません。
- 4 前項の場合、退会届を提出した日の翌々月の1日に退会の効力が発生します。
- 5 第3項の定める期限よりあとに退会届を提出した場合、退会の効果は退会届を提出した日の3カ月後の月の1日に発生します。

第11条(会員資格の喪失)

- 1 会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失い、ジムの利用はできなくなります。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 第2条に定める入会資格のうち1以上が欠けたとき
 - (3) 月謝の滞納期間が3カ月以上となったとき。
- 2 会員資格喪失の効果は、前項各号の事由が発生した時から生じます。
- 3 第1項及び前項の場合であっても、入会金又は月謝としてジム等に対して支払われた金員は、返金致しません。また、入会金又は月謝に未払いがある場合、当該債務は消滅しません。

第12条(会員資格の一時停止又は除名)

- 1 ジム等は、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、当ジムの利用の一時停止又は除名をすることができます。
 - (1) 当ジムの設備又は備品を故意又は重大な過失により毀損又は紛失させたとき。
 - (2) ジムの規約等に違反したとき。
 - (3) ジム等の名誉・信用を毀損し又は秩序を乱したとき。
 - (4) その他会員として品位を損なうとジム等が認める非行があったとき。
 - (5) 入会にあたり提出する書類の記入内容及び電子データの入力内容に事実と異なる申告があったとき。
 - (6) 暴力団構成員及びその他当ジムの他の会員の円滑な施設利用に支障を来たす等、当社が不適当と認めたとき。
- 2 前項の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求をおこなうことができません。

第13条(ジムの責任)

会員がジムの施設の利用中(練習中、試合中も含みますが、これらに限られません)に発生した盗難、けんか、ケガ等の事件・事故について、ジム等は一切責任を負いません。

第14条(会員の責任)

- 1 会員がジム内の設備又は備品等を破損又は紛失させたときは、その会員は、ジム等に対し、補修、取替及び移設時の運賃等の実費並びにその他休業損害等の損害を賠償するものとします。
- 2 会員の作為若しくは不作為に基づき又はこれらに関連してジム等が何らかの損失又は損害を被った場合、その会員はジム等に対し損害及び損失を賠償するものとします。

第15条(ジムの一時閉鎖)

ジム等は、次の事由によりジムの施設の全部又は一部を一時的に閉鎖することができます。この場合、当社は、会員に対し、補償等の法的責任を一切負担しません。

- 1 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等でジムの業務遂行に支障があるとき
- 2 ジム又はジムの入居する建物の施設の改造又は補修工事の実施のとき
- 3 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき

第16条(規約等の変更)

- 1 規約等は、会員の了承又は会員への通知なくして、追加、削除又は変更される場合があり、会員はこれを予め承諾します。
- 2 規約等の追加、削除又は変更は、追加、削除又は変更後の規約等が当ジム内又はホームページ、公式 SNS 若しくはその他のインターネット上に備置、掲載された時点、又は会員が当ジムの商品又はサービスを一部でも購入又は利用した時点で、効力が発生するものとします。

第17条(合意管轄)

ジムの運営に関連する一切の紛争に関する第1審の専属的合意管轄裁判所は、盛岡地方裁判所北上支部とします。

第18条(詳細事項の定め)

規約等に定めていない事項及びその他ジムの利用に関する詳細事項は、ジム等が定めるものとします。

第19条(規約の変更、追加等)

ジム等は、予告なく本規約の文言の変更や条項の追加、削除をできるものとし、会員は無条件に変更後の本規約の適用を受けるものとします。

第20条(規約等の遡及適用)

本規約の施行前からのジムの会員についても、本規約及びその他規則は当然に適用されるものとし、当該会員はこれを承諾したものとみなします。本規約及びその他規則は、それらが当ジム内に備置された時点で、効力が発生するものとします。

令和7年3月18日 制定・施行